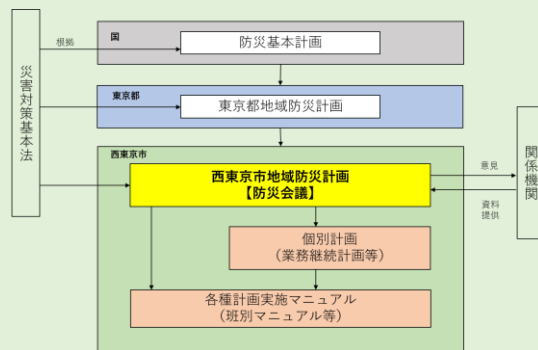


1.計画修正の背景

現行の西東京市地域防災計画（令和3年修正）から2年が経過し、防災基本計画の修正、令和4年5月に「首都直下型地震等による東京の被害想定」が10年ぶりに見直されたこと、「東京都地域防災計画（震災編）」が令和5年5月に修正されたことなどを反映し、市の災害対応力や市民の地域防災力の強化に取り組むため、令和6年8月21日付けで修正しました。



2.計画の目的

西東京市・東京都・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。



3.主な修正項目

① 火災予防対策

- 都の被害想定結果を受けた、火災対策の強化

項目	平成24年4月公表 (多摩直下地震)	令和4年5月公表 (多摩東部直下地震)
火災による焼失棟数	681棟	3,537棟
死者（うち火災による）	44（12）人	101（69）人
負傷者（うち火災による）	892（20）人	1,112（273）人

- 初期消火資器材の購入促進や防災訓練の充実による防災市民組織の充実に言及
- 木造密集地域への出火防止や初期消火の充実強化を追記



② 避難者対策

- 発災時に避難所の開設を円滑に進めるため、各校で避難所開設に係るアクションカードを作成する旨を追記

③ 発災時の体制の見直し

- 情報収集のための必要な職員を参集させる基準（情報連絡態勢）を震度4から震度5弱、全職員を参集させる基準（震災非常配備態勢）を震度5弱以上から震度6弱以上にそれぞれ見直し、被害想定に応じた態勢を配備
- 避難所の開設基準について、本部長判断による開設基準を震度5弱以下から震度6弱以下、自動開設基準を震度5強以上から震度6強以上にそれぞれ見直し、被害想定に応じた措置をとるよう変更

市の体制	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
職員体制		情報連絡態勢 (危機管理課参集)	本部長判断で 全職員参集	震災非常配備態勢 (全職員参集)	職員は自動参集	
災害対策本部	勤務時間内	本部長判断で設置		災害対策本部の設置	震度6弱以上の地震発生で自動設置	
	勤務時間外	本部長判断で設置		緊急初動態勢	初動本部・支部の設置 →本部長判断で災害対策本部へ移行	
避難所		本部長判断で避難所開設		初動要員参集	避難所自動開設	避難所運営協議会が自動参集

④ 市民と地域の防災力向上への取り組み

- マンション団体との連携によるマンション居住者への普及啓発など、マンション防災の強化に言及

⑤ 地震・火山編の構成の見直し

- 風水害編の構成に合わせ、地震編を総則・災害予防計画・災害応急復旧計画＋火山編の構成に修正